

昭和37年10月18日

消防審議会会長

伊能芳雄 殿

消防庁長官

藤井貞夫

消防当面の次の問題について諮問します。

- 1 消防団員の確保対策はいかにすべきか意見を示されたい。
- 2 消防団員の待遇をいかに改善すべきか意見を示されたい。

昭和 38 年 8 月 30 日

消防庁長官

藤井貞夫 殿

消防審議会会長

伊能芳雄

昭和 38 年 10 月 18 日付 諮問に基づき、差し当たり当面の問題について別紙のとおり答申します。

## 別 紙

### 非常勤消防団員に対する処遇改善に関する中間答申

本審議会は、消防庁長官の諮問に応じ、「消防団員の確保対策はいかにすべきか」及び「消防団員の処遇をいかに改善すべきか」の消防当面の問題について慎重審議してきたところ、取りあえず早急に実施すべき消防団員の処遇改善の方策について、大要次の結論に到達したので、ここにこれを答申する。

よって国、都道府県、市町村においては、この方策に基づいて具体的な計画を樹立し、必要と認めるものについて、法制化を図り、かつ、所要の財源措置を講ずる等この方策の具体的実現に努められるよう要望する。

### 非常勤消防団員に対する処遇改善 に関する方策

#### 第1 要 旨

消防団員の処遇については、現行消防制度実施以来15年間において、その改善向上に見るべきものもあるが、その実態を詳細に考察するとき、現下の社会経済事情下におけるその状況は、極めて満足しがたいものがあることは否定できない。特に現下の問題点である消防団員の確保対策は、処遇改善と大いに関連を有するものであることにかんがみ、当面の必要とする次項に掲げる方策に基づき、消防団員の処遇を早急に改善すべきであると考える。

#### 第2 処遇改善の方策

##### 1 報酬及び手当の増額等に関する事項

市町村は、消防団員に対して報酬及び出動等の諸手当を支給する建前とされているが、市町村の財政事情及びその熱意等により一様ではない。その実態は、大部分の市町村とも、概してその支給額は頗る低額で、支給の方法も区々にわたり、そのため消防団員の確保

にも支障を来たし、かつ、その活動意欲を阻害することすくなからざるものがある。

よって次により、これを是正する措置を講ずべきである。

なお、消防団員個々の服装の整備は、各市町村とも満足すべき状況ではないと認められるので、服装の整備も処遇改善の一環であることにかんがみ、あわせて改善措置を講ずべきである。

- (1) 市町村は、社会情勢の推移を十分に把握し、これを勘案して報酬及び出動手当、特殊勤務手当の増額を図るとともに、その支給方法についても合理的、かつ、妥当な方法によることとすることまた、服装の整備について努力し、すでに貸（給）与した服装は計画的に交換する等の措置を講ずること。
- (2) 都道府県は、市町村のこれら報酬、手当の増額について、必要により勧告を行う等強力な指導を行うこと。

また、服装の整備についても、あわせて適正な指導を行うこと。

- (3) 国は、市町村がこれに要する経費について十分な財源措置を講ずること。

## 2 消防賞じゅつ金制度の確立と運用の合理化に関する事項

消防団員が災害現場において身の危険を顧みることなく消防作業に従事し、そのため死亡し、不具廃疾となった場合において、功績のあった者に授与する消防賞じゅつ金の制度は、国においては昭和37年度に創設を見、また極めて少数の市町村ではあるがその制度は一応実施されている。しかし、消防賞じゅつ金授与の実態は、裁定が厳にわたり、功績のあった一部の者がこの対象となっているに過ぎない。この制度の趣旨にかんがみても、功績のあったと認められる消防団員全員に対して消防賞じゅつ金を授与すべきであると認められるので、次により本制度の確立と、運用の合理化を図るべきである。

- (1) この制度のない市町村は、すみやかに本制度を創設すること。

(2) 都道府県は、本制度未実施の市町村に対しては国の示す方針に従い、すみやかに本制度を創設するよう強力な勧告、指導を行うとともに、本制度が合理的に運用されるよう積極的な指導を行うべきである。

なお、都道府県自体においても本制度を創設することが望ましい。

(3) 国は、本制度未実施市町村に対し、総合的、計画的に本制度をすみやかに実施するよう強力な指導を行うとともに、既実施市町村に対しても、本制度が的確、合理的に運用されるよう積極的な援助を行うこと。

なお、義勇消防の本旨にかんがみ、消防吏員、警察官及び自衛官等との均衡にとらわれず、本制度の範囲の拡張、増額等一そうの合理化、弾力化を図ること。

### 3 退職報償制度の創設に関する事項

退職消防団員に対して報償を行っている市町村は、その方法において区々ではあるが極めて少数が数えられているに過ぎず、大半の市町村においては、いまだに本制度について考えられていない。消防団員の処遇を一そう向上させるためにも、すみやかに退職報償制度を創設し、消防団員に対して退職報償が行えるようにすべきであり、本制度の創設に当っては、国において立法措置を講ずるとともに、十分な財源措置を講ずべきである。（別紙 消防団員退職報償金制度要綱（案）参照

なお、別途総合的共済制度の創設は望ましいものと考えられるので、本審議会において更に検討を重ねることとしたい。

## 別 紙

### 消防団員退職報償金制度要綱（案）

#### （趣 旨）

- 1 非常勤消防団員が多年勤続して退職した場合において、市町村は、この者に対して退職報償金を支給しなければならないものとすること。

#### （報償の対象）

- 2 退職報償金の支給は、消防団員としての在職期間を合算して5年以上勤続して退職した者に対して行うものとすること。

ただし、死亡による退職の場合は、当該消防団員の遺族に対して支給するものとすること。

#### （消防団員退職報償金組合）

- 3 市町村は、都道府県の区域ごとに退職報償金に関する事務を共同処理するため、地方自治法に規定する一部事務組合たる消防団員退職報償金組合（以下「組合」という。）を設けなければならないものとすること。

#### （組合の連合会）

- 4 都道府県ごとに設けられる組合は、共同してその事務の改善進歩と安定性の確保を図るため、法人たる消防団員退職報償金組合連合会（以下「連合会」という。）を設立することができるものとすること。

#### （費用負担）

- 5 組合の行う退職報償金の支給に要する費用は、市町村が負担するものとすること。

#### （国の財源措置）

- 6 国は、この制度の的確な実施を図るため、所要の財源措置を講ずるものとすること。

イ 市町村の負担金については、地方交付税において措置するものと

すること。

(立法措置)

- 7 退職報償金支給の根拠及びその基準並びに組合等の設置及び運営その他この制度を実施するために必要な事項は、法律で定めるものとすること。